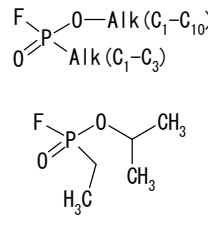
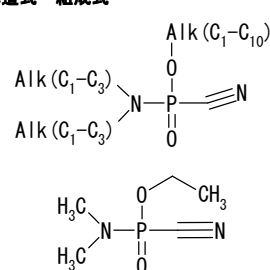


<b>規制品目</b> O-アルキル=アルキルホスホノフルオリダート (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	
<b>構造式・組成式</b> 	
<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">輸出貿易管理令の運用について (運用通達)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令</div> ◎輸出貿易管理令 別表第一の一の項 (十三) 「軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品」 ○輸出貿易管理令の運用について (運用通達) 軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射製剤 省略 (下記の化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令 別表中の (一) ~ (一九) を列記) ●化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令 第一条 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 (以下「法」という。) 第二条第一項の毒性物質は、別表の第三欄に掲げる物質とする。 別表 (第一条、第三条関係) 毒性物質 ** (一) O-アルキル=アルキルホスホノフルオリダート (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) (二) O-アルキル=N・N-ジアルキル=ホスホルアミドシアニダート (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、N・N-ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) (三) O-アルキル=S-ニ-ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホノチオラート (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、S-ニ-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 (四) S-ニ-ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホノチオラート (S-ニ-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 (後略)	
<b>CAS No</b> 1189-87-3	<b>分類</b> 1-1 (13)
<b>化合物名</b> Ethylphosphonofluoridic acid isopropyl ester 1189-87-3	
<b>用途</b> 軍用の化学製剤	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

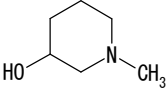
Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> O-アルキル=N・N-ジアルキル=ホスホルアミドシアニダート (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、N・N-ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)	
<b>構造式・組成式</b> 	
<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">輸出貿易管理令の運用について (運用通達)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令</div> ◎輸出貿易管理令 別表第一の一の項 (十三) 「軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品」 ○輸出貿易管理令の運用について (運用通達) 軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射製剤 省略 (下記の化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令 別表中の (一) ~ (一九) を列記) ●化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令 第一条 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 (以下「法」という。) 第二条第一項の毒性物質は、別表の第三欄に掲げる物質とする。 別表 (第一条、第三条関係) 毒性物質 (一) O-アルキル=アルキルホスホノフルオリダート (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) ** (二) O-アルキル=N・N-ジアルキル=ホスホルアミドシアニダート (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、N・N-ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) (三) O-アルキル=S-ニ-ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホノチオラート (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、S-ニ-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 (四) S-ニ-ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホノチオラート (S-ニ-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 (後略)	
<b>CAS No</b> 77-81-6	<b>分類</b> 1-1 (13)
<b>化合物名</b> Tabun 77-81-6	
<b>用途</b> 軍用の化学製剤	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

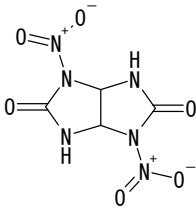
Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物であって、トリチウムの原子数の水素の原子数に対する比率が一、〇〇〇分の一を超えるもの（装置に内蔵されたものであって、一装置当たりの放射能の総量が一、四八〇ギガベクレル未満のものを除く。）	
<b>構造式・組成式</b>  T—T	<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b> 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 ◎輸出貿易管理令 別表第一の二の項（四十七） 「トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物」 ○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。 五十七 トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物であって、トリチウムの原子数の水素の原子数に対する比率が一、〇〇〇分の一を超えるもの（装置に内蔵されたものであって、一装置当たりの放射能の総量が一、四八〇ギガベクレル未満のものを除く。）
	<b>CAS No</b> 10028-17-8 <b>分類</b> 1-2(47)
<b>化合物名</b> Tritium 10028-17-8	
<b>用途</b> トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

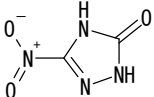
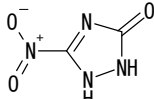
Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> 三—ヒドロキシ——メチルピペリジン	
<b>構造式・組成式</b>  	<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b> 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 ◎輸出貿易管理令 別表第一の三の項（一） 「軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの」 ○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 第二条 輸出令別表第一の三の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一 軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であって、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの **イ 三—ヒドロキシ——メチルピペリジン ロ フッ化カリウム ハ エチレンクロロヒドリン ニ ジメチルアミン ホ 塩酸ジメチルアミン ヘ フッ化水素 ト ベンジル酸メチル チ 三—キヌクリジノン リ ピナコロン ヌ シアン化カリウム ル 一水素二フッ化カリウム ワ 一水素二フッ化アンモニウム カ 一水素二フッ化ナトリウム ク フッ化ナトリウム コ シアン化ナトリウム タ 五硫化リン レ ジソプロピルアミン ソ ニ—ジエチルアミノエタノール ツ 硫化ナトリウム ネ トリエタノールアミン塩酸塩
	<b>CAS No</b> 3554-74-3 <b>分類</b> 1-3(1)
<b>化合物名</b> 3-Hydroxy-N-methylpiperidine 3554-74-3	
<b>用途</b> 軍用の化学製剤の原料	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

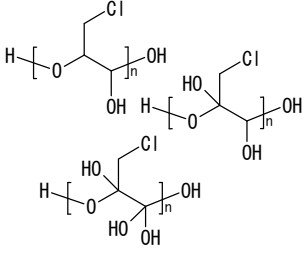
Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> ジニトログリコルリル	
<b>構造式・組成式</b>	
	
<b>CAS No</b> 55510-04-8	<b>分類</b> 1-14(2)
<b>化合物名</b> Dinitroglucuril 55510-04-8	
<b>用途</b> 火薬若しくは爆薬の添加剤又は前駆物質となる物質	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	
<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b>	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令	
◎輸出貿易管理令 別表第一の一四の項(二) 「火薬又は爆薬の主成分、添加剤又は前駆物質となる物質であつて経済産業省で定めるもの」	
○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 第十三条第二項 輸出令別表第一の一四の項(二)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	
一 火薬又は爆薬の主成分となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの	
イ 硝酸トリアミノグアニジン ロ チタニウムサブヒドリドであつて、化学量論比が〇・六五以上一・六八以下のもの **ハ ジニトログリコルリル ニ 三ニトロロー・ニ・四ートリアゾール一五一オン ホ 硝酸ヒドラジン ヘ 過塩素酸ヒドラジン ト 水酸化アンモニウムナイトレート チ 水酸化アンモニウムパークロレート リ ニー(五一シアノテトラゾレート)ペンタアミンコバルト(ⅠⅠⅠ)パークロレート ヌ シスーピス(五ニトロテトラゾレート)テトラアミンコバルト(ⅠⅠⅠ)パークロレート ル アミノジニトロベンゾフロキサン ラ ジアミノジニトロベンゾフロキサン	

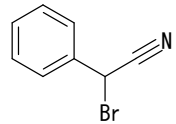
Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> 三ニトロロー・ニ・四ートリアゾール一五一オン	
<b>構造式・組成式</b>	
 	
<b>CAS No</b> 932-64-9	<b>分類</b> 1-14(2)
<b>化合物名</b> 3-Nitro-1,2,4-triazol-5-one 3H-1,2,4-Triazol-3-one, 1,2-dihydro-5-nitro- 932-64-9	
<b>用途</b> 火薬若しくは爆薬の添加剤又は前駆物質となる物質	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	
<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b>	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令	
◎輸出貿易管理令 別表第一の一四の項(二) 「火薬又は爆薬の主成分、添加剤又は前駆物質となる物質であつて経済産業省で定めるもの」	
○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 第十三条第二項 輸出令別表第一の一四の項(二)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	
一 火薬又は爆薬の主成分となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの	
イ 硝酸トリアミノグアニジン ロ チタニウムサブヒドリドであつて、化学量論比が〇・六五以上一・六八以下のもの ハ ジニトログリコルリル **ニ 三ニトロロー・ニ・四ートリアゾール一五一オン ホ 硝酸ヒドラジン ヘ 過塩素酸ヒドラジン ト 水酸化アンモニウムナイトレート チ 水酸化アンモニウムパークロレート リ ニー(五一シアノテトラゾレート)ペンタアミンコバルト(ⅠⅠⅠ)パークロレート ヌ シスーピス(五ニトロテトラゾレート)テトラアミンコバルト(ⅠⅠⅠ)パークロレート ル アミノジニトロベンゾフロキサン ラ ジアミノジニトロベンゾフロキサン	

Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> 低分子量（分子量が一〇、〇〇〇以下のものをいう。）で、かつ、アルコール官能基を有するポリエピクロロヒドリン、ポリエピクロロヒドリンジオール又はポリエピクロロヒドリントリオール	
<b>構造式・組成式</b> 	<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b> 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 ◎輸出貿易管理令 別表第一の一四の項（二） 「火薬又は爆薬の主成分、添加剤又は前駆物質となる物質であつて経済産業省で定めるもの」 ○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 第十三条第二項 輸出令別表第一の一四の項（二）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一 火薬若しくは爆薬の添加剤又は前駆物質となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの（前略） ネ ベーターレゾルシン酸鉛 ナ すず酸鉛 ラ マレイン酸鉛 ム クエン酸鉛 ウ ベーターレゾルシン酸鉛又はサリチル酸鉛の鉛—銅のキレート キ ニトラトメチルメチルオキセタン又は三—ニトラトメチル—三—メチルオキセタンの重合体 ノ 三—ニトラザ—五—ペンタンジイソシアネート オ 推進薬の添加剤となる有機金属のカップリング剤 カ ポリシアノジフルオロアミノエチレンオキシド ヤ ポリグリシジルニトレート又はニトラトメチルオキシランの重合体 マ ポリニトロオルトカーボネート ケ プロピレンイミン フ テトラアセチルジベンジルヘキサアザイソウルツラン コ シアノエチル化ポリアミン（第三条第七号ツに掲げるものを除く。）又はシアノエチル化ポリアミンの塩 エ グリシドールを付加したシアノエチル化ポリアミン（第三条第七号ツに掲げるものを除く。）又はグリシドールを付加したシアノエチル化ポリアミンの塩 テ トリス—（ニ—メチル）アジリジニルホスフィンオキシドの誘導体 ア 一・二・三—トリス（一・二—ビス（ジフルオロアミノ）エトキシ）プロパン又はトリスビノキシプロパンの添加剤 サ 一・三・五—トリクロロベンゼン キ 一・二・四—フタントリオール ユ 一・三・五・七—テトラアセチル—一・三・五・七—テトラアザシクロオクタン メ 一・四・五—ハ—テトラアザデカリン **ミ 低分子量（分子量が一〇、〇〇〇以下のものをいう。）で、かつ、アルコール官能基を有するポリエピクロロヒドリン、ポリエピクロロヒドリンジオール又はポリエピクロロヒドリントリオール
<b>CAS No</b> 分類 1-14(2)	
<b>化合物名</b> 一般式 重合体 Low (less than 10 000) molecular weight, alcohol-functionalised, poly (epichlorohydrin) poly (epichlorohydrindiol) and triol	
<b>用途</b> 火薬若しくは爆薬の添加剤又は前駆物質となる物質	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

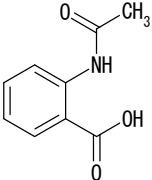
Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> ブロモベンジルシアニド	
<b>構造式・組成式</b> 	<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b> 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 ◎輸出貿易管理令 別表第一の一四の項（九） 「催涙剤若しくはくしゃみ剤（個人護身用のものを除く）又はこれらの散布、防護、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの」 ○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 第十三条第八項 輸出令別表第一の一四の項（九）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 **一 ブロモベンジルシアニド 二 クロロベンザルマロニトリル 三 クロロアセトフェノン 四 ジベンズ—（b・f）—一・四—オキサゼピン 五 ジフェニルクロロアルシン 六 ジフェニルアミンクロロアルシン 七 ジフェニルシアノアルシン 八 前各号のいずれかに該当する物質の散布、防護、探知若しくは識別のための装置又はその部分品
<b>CAS No</b> 分類 5798-79-8 1-14(9)	
<b>化合物名</b> Bromobenzyl cyanide Bromophenylacetonitrile 5798-79-8	
<b>用途</b> 催涙剤若しくはくしゃみ剤	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

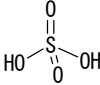
Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> あらかじめ分離されたネプツニウム二三七であって、重量が一グラムを超えるもの	
<b>構造式・組成式</b>  $^{237}\text{Np}$	<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b> 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 ◎輸出貿易管理令 別表第一の一五の項(三) 「核熱源物質(二の項の中欄に掲げるものを除く。)」 ○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 第十四条 輸出令 別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。 三 あらかじめ分離されたネプツニウム二三七であって、重量が一グラムを超えるもの
	<b>CAS No</b> 13994-20-2 <b>分類</b> 1-15(3)
	<b>化合物名</b> Neptunium-237 13994-20-2
	<b>用途</b> 核熱源物質
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

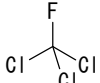
Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> N-アセチルアントラニル酸及びその塩類	
<b>構造式・組成式</b>  	<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b> 輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令 ◎輸出貿易管理令 別表第二の二の三の項 「麻薬及び向精神薬取締法第二条第七号に規定する麻薬向精神薬原料その他の麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質として経済産業省令で定めるもの」 ○輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令 第一条 輸出貿易管理令別表第二の二の三の項の経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものとする。 **一 N-アセチルアントラニル酸及びその塩類 二 アセトン 三 アントラニル酸及びその塩類 四 イソサフロール 五 エチルエーテル 六 エチルメチルケトン(別名メチルエチルケトン) 七 エルゴタミン及びその塩類 八 エルゴメトリン及びその塩類 九 塩化水素の水溶液(別名塩酸) 十 過マンガン酸カリウム 十一 サフロール 十二 トルエン 十三 ピペリジン及びその塩類 十四 ビペロナール 十五 無水酢酸 十六 三・四-メチレンジオキシフェニル-ニ-プロパノン 十七 リゼルギン酸及びその塩類 十八 硫酸
	<b>CAS No</b> 89-52-1 <b>分類</b> 2-21-3
	<b>化合物名</b> 2-Acetamidobenzoic acid N-Acetyl anthranilic acid o-Acetamidobenzoic Acid 89-52-1
	<b>用途</b> 麻薬向精神薬原料その他の麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> 硫酸	
<b>構造式・組成式</b>  	<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令</div> <p>◎輸出貿易管理令 別表第二の二の三の項 「麻薬及び向精神薬取締法第二条第七号に規定する麻薬向精神薬原料その他の麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質として経済産業省令で定めるもの」</p> <p>○輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令 第一条 輸出貿易管理令別表第二の二の三の項の経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 N-アセチルアントラニル酸及びその塩類</li> <li>二 アセトン</li> <li>三 アントラニル酸及びその塩類</li> <li>四 イソサフロール</li> <li>五 エチルエーテル</li> <li>六 エチルメチルケトン（別名メチルエチルケトン）</li> <li>七 エルゴタミン及びその塩類</li> <li>八 エルゴメトリン及びその塩類</li> <li>九 塩化水素の水溶液（別名塩酸）</li> <li>十 過マンガン酸カリウム</li> <li>十一 サフロール</li> <li>十二 トルエン</li> <li>十三 ピペリジン及びその塩類</li> <li>十四 ピペロナール</li> <li>十五 無水酢酸</li> <li>十六 三・四-メチレンジオキシフェニル-ニ-プロパノン</li> <li>十七 リゼルギン酸及びその塩類</li> <li>**十八 硫酸</li> </ul>
<b>CAS No</b> 7664-93-9	<b>分類</b> 2-21-3
<b>化合物名</b> Sulfuric acid 7664-93-9	
<b>用途</b> 麻薬向精神薬原料その他の麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

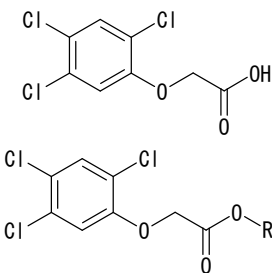
Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> トリクロロフルオロメタン(フロン 11)	
<b>構造式・組成式</b>  	<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書</div> <p>◎輸出貿易管理令 別表第二の三五の項 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書Cおよび附属書Eに掲げる物質」</p> <p>○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 附属書A 規制物質 グループI **CFC13 (CFC-11) CFC12 (CFC-12) C2F3C13 (CFC-113) C2F4C12 (CFC-114) C2F5C1 (CFC-115) グループII C2BrCl (halon-1211) C3Br (halon-1301) C2F4Br2 (halon-2402)</p>
<b>CAS No</b> 75-69-4	<b>分類</b> 2-35
<b>化合物名</b> CFC-11 Fluorocarbon 11 Fluorotrichloromethane Fluorotrichloromethane Freon-11 Trichlorofluoromethane 75-69-4	
<b>用途</b> オゾン層を破壊する物質	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

規制品目 二・四・五-T、二・四・五-T塩及び二・四・五-のエステル化合物

構造式・組成式



CAS No

93-76-5

分類

2-35-3(1)

化合物名

2,4,5-Trichlorophenoxyacetic acid  
93-76-5  
2,4,5-T

用途

国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤  
・ 農業  
・ 除草剤  
・ 毒劇物取締法(劇物)

輸出規制化学物質 2005

政令・省令・通達および関連の法律・条約等

ロッテルダム条約

◎輸出貿易管理令 別表第二の三五の三の項(一)  
「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」

○ロッテルダム条約

附属書Ⅲ 事前のかつ情報に基づく同意の手続の対象となる化学物質

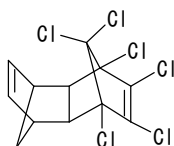
\*\* (1) 二・四・五-T、二・四・五-T塩及び二・四・五-のエステル化合物

- (2) アルドリル
  - (3) ビナバクリル
  - (4) カブタホール
  - (5) クロルデン
  - (6) クロルジメホルム
  - (7) クロルベンジレート
  - (8) DDT
  - (9) デイルドリル
  - (10) ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 及びジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 塩 (アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)
  - (11) ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物
  - (12) 一・ニージプロモエタン (EDB)
  - (13) 一・ニージクロロエタン
  - (14) エチレンオキシド
  - (15) フルオロアセトアミド
  - (16) HCH (異性体混合物)
  - (17) ヘプタクロル
  - (18) ヘキサクロロベンゼン
  - (19) リンデン
  - (20) 水銀及び水銀化合物 (無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)
- (後略。)

Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

規制品目 アルドリル

構造式・組成式



CAS No

309-00-2

分類

2-35-3(1)

化合物名

Aldrin  
309-00-2

用途

国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤  
・ 第一種特定化学物質  
・ 農業  
・ 殺虫剤

輸出規制化学物質 2005

政令・省令・通達および関連の法律・条約等

ロッテルダム条約

◎輸出貿易管理令 別表第二の三五の三の項(一)  
「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」

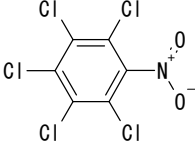
○ロッテルダム条約

附属書Ⅲ 事前のかつ情報に基づく同意の手続の対象となる化学物質

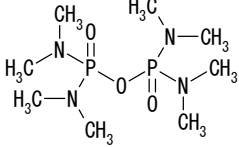
(1) 二・四・五-T、二・四・五-T塩及び二・四・五-のエステル化合物

- \*\* (2) アルドリル
  - (3) ビナバクリル
  - (4) カブタホール
  - (5) クロルデン
  - (6) クロルジメホルム
  - (7) クロルベンジレート
  - (8) DDT
  - (9) デイルドリル
  - (10) ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 及びジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 塩 (アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)
  - (11) ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物
  - (12) 一・ニージプロモエタン (EDB)
  - (13) 一・ニージクロロエタン
  - (14) エチレンオキシド
  - (15) フルオロアセトアミド
  - (16) HCH (異性体混合物)
  - (17) ヘプタクロル
  - (18) ヘキサクロロベンゼン
  - (19) リンデン
  - (20) 水銀及び水銀化合物 (無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。)
- (後略。)

Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> ペンタクロロニトロベンゼン (別名PCNB又はキントゼン)	
<b>構造式・組成式</b>	<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農薬取締法</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農薬の販売の禁止を定める省令</div> </div> <p>◎輸出貿易管理令 別表第二の三五の三の項 (二)  「農薬取締法 (昭和23年法律第82号) 第一条の二第一項に規定する農薬 (次のいずれかに該当するものに限る。) の成分である化学物質であって、経済産業大臣が告示で定めるもの」  1 農薬取締法第三条第一項第三号から第七号までのいずれかに該当するものとして同条第三項の規定に基づきその登録の申請を却下された農薬  2 農薬取締法第三条第一項第三号から第七号までのいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至った場合において同法第六条の三第一項の規定に基づきその登録が取り消された農薬  3 農薬取締法第三条第一項第三号から第七号までのいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要がある場合において同法第九条第二項の規定に基づきその販売を禁止された農薬</p> <p>○農薬の販売の禁止を定める省令  農薬の販売者は、次に掲げる物質を有効成分とする病害虫の防除に用いられる薬剤に該当する農薬を販売してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名ガンマBHC)</li> <li>二 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>三 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>四 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>五 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>六 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>七 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>八 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>九 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>十 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>十一 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>十二 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>十三 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>十四 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>十五 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>十六 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>十七 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>十八 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>十九 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>二十 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> <li>二十一 一・二・三・四・五・六ヘキサクロロシクロヘキサン (別名DDE)</li> </ul>
	<b>CAS No</b> 82-68-8
<b>化合物名</b> PCNB Quintozene Nitropentachlorobenzene Pentachloronitrobenzene 82-68-8	
<b>用途</b> 農薬	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> オクタメチルピロホスホルアミド	
<b>構造式・組成式</b>	<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">毒物及び劇物取締法</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"></div> </div> <p>◎輸出貿易管理令 別表第二の三五の三の項 (三)  「毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号) 第二条第三項に規定する特定毒物 ( (一) に掲げるものを除く。 ) 」</p> <p>○毒物及び劇物取締法  第二条第三項 この法律で「特定毒物」とは、毒物であって、別表第三に掲げるものをいう。</p> <p>別表第三  **一 オクタメチルピロホスホルアミド  二 四アルキル鉛  三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト  四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト  五 ジメチル (ジエチルアミド) クロロクロトニル) ホスフェイト  六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト  七 テトラエチルピロホスフェイト  八 モノフルオール酢酸  九 モノフルオール酢酸アミド  十 前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの</p>
	<b>CAS No</b> 152-16-9
<b>化合物名</b> Octamethylpyrophosphoramide Schradan Bis (dimethylamino) phosphonous anhydride Octamethyldiphosphoramide 152-16-9	
<b>用途</b> 特定毒物	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

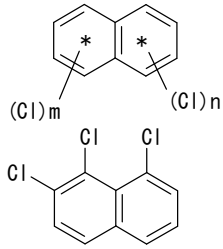
Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤	
<b>構造式・組成式</b>  $Al \equiv P$	<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">毒物及び劇物取締法</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">毒物及び劇物指定令</div> <p>◎輸出貿易管理令 別表第二の三五の三の項(三) 「毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第二条第三項に規定する特定毒物(一)に掲げるものを除く。)」</p> <p>○毒物及び劇物取締法 第二条第三項 この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三に掲げるものをいう。 別表第三 一 オクタメチルピロホスホルアミド 二 四アルキル鉛 三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト 四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト 五 ジメチル—(ジエチルアミド—クロロクロトニル)—ホスフェイト 六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト 七 テトラエチルピロホスフェイト 八 モノフルオール酢酸 九 モノフルオール酢酸アミド **十 前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの</p> <p>●毒物及び劇物指定令 第三条 法別表第三第十号の規定に基づき、次に掲げる毒物を特定毒物に指定する。 一 オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤 二 四アルキル鉛を含有する製剤 三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤 四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤 五 ジメチル—(ジエチルアミド—クロロクロトニル)—ホスフェイトを含有する製剤 六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤 七 テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤 八 モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤 九 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤 **十 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤</p>
<b>CAS No</b> 20859-73-8	<b>分類</b> 2-35-3(3)
<b>化合物名</b> Aluminium phosphide 20859-73-8	
<b>用途</b> 特定毒物	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> ベンジジン及びその塩	
<b>構造式・組成式</b>  	<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">労働安全衛生法施行令</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"></div> <p>◎輸出貿易管理令 別表第二の三五の三の項(五) 「労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第十六条第一項第二号から第八号まで及び第十号に掲げる物(一)に掲げるものを除く。)」</p> <p>○労働安全衛生法施行令 第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。 一 黄りんマツチ **二 ベンジジン及びその塩 三 四—アミノジフェニル及びその塩 四 アモサイト 五 クロシドライト 六 四—ニトロジフェニル及びその塩 七 ビス(クロロメチル)エーテル 八 ベーターナフチルアミン及びその塩 九 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の五パーセントを超えるもの 十 第二号から第八号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>
<b>CAS No</b> 92-87-5	<b>分類</b> 2-35-3(5)
<b>化合物名</b> Benzidine 1,1'-Biphenyl-4,4'-diamine 4,4'-Diamino-1,1'-biphenyl 4,4'-Diaminobiphenyl 4,4'-Bianiline 4,4'-Biphenyldiamine 4,4'-Diphenylenediamine p-Benzidine 92-87-5	
<b>用途</b> 労働者に重度の健康障害を生ずる物	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> ポリ塩化ナフタレン（塩素数が三以上のものに限る。）	
<b>構造式・組成式</b> 	
<b>CAS No</b> 1321-65-9	<b>分類</b> 2-35-3(6)
<b>化合物名</b> 総称 1321-65-9 (3Cl) 1335-88-2 (4Cl) 1321-64-8 (5Cl) 2234-13-1 (8Cl) 70776-03-3 (Mix)	
<b>用途</b> 第一種特定化学物質	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

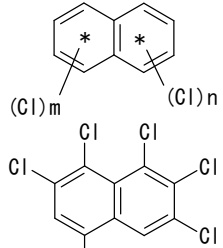
**政令・省令・通達および関連の法律・条約等**

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律  
 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

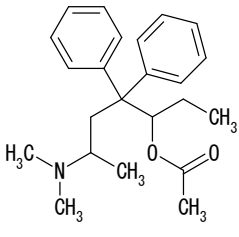
◎輸出貿易管理令 別表第二の三五の三の項(六)  
 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第二条第二項に規定する第一種特定化学物質（一）に掲げるものを除く。」

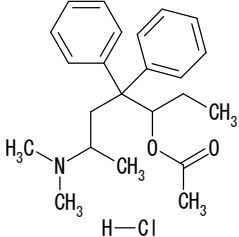
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律  
 第二条第二項 この法律において「第一種特定化学物質」とは、次の各号の一に該当する化学物質で政令で定めるものをいう。  
 イ及びロに該当するものであること。  
 イ 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること。  
 ロ 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。  
 ニ 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号イ及びロに該当するものであること。

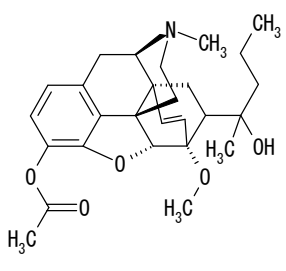
●化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令  
 （第一種特定化学物質）  
 第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。  
 一 ポリ塩化ビフェニル  
 \*\*二 ポリ塩化ナフタレン（塩素数が三以上のものに限る。）  
 三 ヘキサクロロベンゼン  
 四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一・四・四a・五・八・八aヘキサヒドロエキソ一・四一エンド一五・八ヘジメタノナフタレン（別名アルドリン。第三条の表第三号において「アルドリン」という。）  
 五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエキソ一・四一エンド一五・八ヘジメタノナフタレン（別名ディルドリン。第三条の表第四号において「ディルドリン」という。）  
 六 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエンド一・四一エンド一五・八ヘジメタノナフタレン（別名エンドリン）  
 七 一・一・一・トリクロロ一ニ・ニビス（四一クロロフェニル）エタン（別名DDT。第三条の表第三号において「DDT」という。）  
 八 一・二・四・五・六・七・八・八ヘクタクロロ一ニ・三・三a・四・七・七aヘキサヒドロ一四・七メタノーH一インデン、一・四・五・六・七・八・八ヘクタクロロ一三a・四・七・七aテトラヒドロ一四・七メタノーH一インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘクタクロル。第三条の表第五号において「クロルデン類」という。）  
 （後略）

<b>規制品目</b> ポリ塩化ナフタレン（塩素数が三以上のものに限る。）	
<b>構造式・組成式</b> 	
<b>CAS No</b> 1335-87-1	<b>分類</b> 2-35-3(6)
<b>化合物名</b> Hexachloronaphthalene 1335-87-1	
<b>用途</b> 第一種特定化学物質	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> 三アセトキシ六ジメチルアミノ四・四ジフェニルヘプタン（別名アセチルメタドール）及びその塩類	
<b>構造式・組成式</b>	
	
<b>CAS No</b>	<b>分類</b>
509-74-0	2-42
<b>化合物名</b>	
Acetylmetadone 6-Dimethylamino-4,4-diphenyl-3-heptanyl acetate alpha-6-Dimethylamino-4,4-diphenyl-3-heptanyl acetate alpha-6-Dimethylamino-4,4-diphenyl-3-heptanyl acetate Methadyl acetate 509-74-0	
<b>用途</b>	
麻薬	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	
<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b> 麻薬及び向精神薬取締法 ◎輸出貿易管理令 別表第二の四二の項 「麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬及び同条第六号に規定する向精神薬並びにこれらの用具、大麻取締法第一条に規定する大麻及びその用具、あへん法第三条第二号に規定するあへん及びその用具並びに同条第三号に規定するけしがら並びに覚せい剤取締法第二条第一項に規定する覚せい剤及びその用具並びに同条第五項に規定する覚せい剤原料」 ○麻薬及び向精神薬取締法 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 麻薬 別表第一に掲げる物をいう。 別表第一 **一 三アセトキシ六ジメチルアミノ四・四ジフェニルヘプタン（別名アセチルメタドール）及びその塩類 二 α-三アセトキシ六ジメチルアミノ四・四ジフェニルヘプタン（別名アルファアセチルメタドール）及びその塩類 三 β-三アセトキシ六ジメチルアミノ四・四ジフェニルヘプタン（別名ベータアセチルメタドール）及びその塩類 四 α-三アセトキシ六メチルアミノ四・四ジフェニルヘプタン（別名ノルアシメタドール）及びその塩類 五 ー〔二（四アミノフェニル）エチル〕四フェニルピペリジン四カルボン酸エチルエステル（別名アニレリジン）及びその塩類 六 N-アリルノルモルヒネ（別名ナロルフィン）、そのエステル及びこれらの塩類 七 三アリルメチル四フェニル四（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名アリルプロジン）及びその塩類 八 エクゴニン及びその塩類 九 三（N-エチル-N-メチルアミノ）ーーージ（ニチエニル）ーブテン（別名エチルメチルチアンブテン）及びその塩類 十 α-三エチルメチル四フェニル四（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名アルファメプロジン）及びその塩類 十一 β-三エチルメチル四フェニル四（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名ベータメプロジン）及びその塩類 十二 二（四クロロベンジル）ー（ジエチルアミノ）エチル五ニトロベンズイミダゾール（別名クロニタゼン）及びその塩類 十三 コカインその他エクゴニンのエステル及びその塩類 十四 コカ葉 十五 コデイン、エチルモルヒネその他モルヒネのエーテル及びその塩類 十六 ジアセチルモルヒネ（別名ヘロイン）その他モルヒネのエステル及びその塩類 十七 ー（三シアノ三・三ジフェニルプロピル）四フェニルピペリジン四カルボン酸エチルエステル（別名ジフェノキシレート）及びその塩類 十八 四シアノ二ジメチルアミノ四・四ジフェニルヘプタン（別名メサドン中間体）及びその塩類（後略）	
Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.	

<b>規制品目</b> 三アセトキシ六ジメチルアミノ四・四ジフェニルヘプタン（別名アセチルメタドール）及びその塩類	
<b>構造式・組成式</b>	
	
<b>CAS No</b>	<b>分類</b>
53757-35-0	2-42
<b>化合物名</b>	
Acetylmetadone 6-Dimethylamino-4,4-diphenyl-3-heptanyl acetate alpha-6-Dimethylamino-4,4-diphenyl-3-heptanyl acetate Methadyl acetate 509-74-0 HCl salt: 53757-35-0	
<b>用途</b>	
麻薬	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	
<b>政令・省令・通達および関連の法律・条約等</b> 麻薬及び向精神薬取締法 ◎輸出貿易管理令 別表第二の四二の項 「麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬及び同条第六号に規定する向精神薬並びにこれらの用具、大麻取締法第一条に規定する大麻及びその用具、あへん法第三条第二号に規定するあへん及びその用具並びに同条第三号に規定するけしがら並びに覚せい剤取締法第二条第一項に規定する覚せい剤及びその用具並びに同条第五項に規定する覚せい剤原料」 ○麻薬及び向精神薬取締法 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 麻薬 別表第一に掲げる物をいう。 別表第一 **一 三アセトキシ六ジメチルアミノ四・四ジフェニルヘプタン（別名アセチルメタドール）及びその塩類 二 α-三アセトキシ六ジメチルアミノ四・四ジフェニルヘプタン（別名アルファアセチルメタドール）及びその塩類 三 β-三アセトキシ六ジメチルアミノ四・四ジフェニルヘプタン（別名ベータアセチルメタドール）及びその塩類 四 α-三アセトキシ六メチルアミノ四・四ジフェニルヘプタン（別名ノルアシメタドール）及びその塩類 五 ー〔二（四アミノフェニル）エチル〕四フェニルピペリジン四カルボン酸エチルエステル（別名アニレリジン）及びその塩類 六 N-アリルノルモルヒネ（別名ナロルフィン）、そのエステル及びこれらの塩類 七 三アリルメチル四フェニル四（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名アリルプロジン）及びその塩類 八 エクゴニン及びその塩類 九 三（N-エチル-N-メチルアミノ）ーーージ（ニチエニル）ーブテン（別名エチルメチルチアンブテン）及びその塩類 十 α-三エチルメチル四フェニル四（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名アルファメプロジン）及びその塩類 十一 β-三エチルメチル四フェニル四（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名ベータメプロジン）及びその塩類 十二 二（四クロロベンジル）ー（ジエチルアミノ）エチル五ニトロベンズイミダゾール（別名クロニタゼン）及びその塩類 十三 コカインその他エクゴニンのエステル及びその塩類 十四 コカ葉 十五 コデイン、エチルモルヒネその他モルヒネのエーテル及びその塩類 十六 ジアセチルモルヒネ（別名ヘロイン）その他モルヒネのエステル及びその塩類 十七 ー（三シアノ三・三ジフェニルプロピル）四フェニルピペリジン四カルボン酸エチルエステル（別名ジフェノキシレート）及びその塩類 十八 四シアノ二ジメチルアミノ四・四ジフェニルヘプタン（別名メサドン中間体）及びその塩類（後略）	
Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.	

<b>規制品目</b> 三-〇-アセチル-七・ハ-ジヒドロ-七 $\alpha$ -[一(R)-ヒドロキシ-メチル-ブチル]-六-〇-メチル-六・十四-エンド-エテノ-モルヒネ (別名アセトルフィン) 及びその塩類	
<b>構造式・組成式</b>	
	
<b>CAS No</b> 25333-77-1	<b>分類</b> 2-42
<b>化合物名</b> Acetorphine 25333-77-1	
<b>用途</b> 麻薬	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

**政令・省令・通達および関連の法律・条約等**

麻薬及び向精神薬取締法

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令

◎輸出貿易管理令 別表第二の四二の項

「麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬及び同条第六号に規定する向精神薬並びにこれらの用具、大麻取締法第一条に規定する大麻及びその用具、あへん法第三条第二号に規定するあへん及びその用具並びに同条第三号に規定するけしがら並びに覚せい剤取締法第二条第一項に規定する覚せい剤及びその用具並びに同条第五項に規定する覚せい剤原料」

○麻薬及び向精神薬取締法

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 麻薬 別表第一に掲げる物をいう。

別表第一

(前略)

\*\*七十五 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの

七十六 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物であつて、あへん以外のもの。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 千分中十分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有する物であつて、これら以外の前各号に掲げる物を含有しないもの

ロ 麻薬原料植物以外の植物 (その一部分を含む。)

●麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令

(麻薬)

第一条 麻薬及び向精神薬取締法 (以下「法」という。) 別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。

\*\*一 三-〇-アセチル-七・ハ-ジヒドロ-七 $\alpha$ -[一(R)-ヒドロキシ-メチル-ブチル]-六-〇-メチル

一六・十四-エンド-エテノ-モルヒネ (別名アセトルフィン) 及びその塩類

二 三- (ニ-アミノ-ブチル) インドール (別名エトリプタミン) 及びその塩類

三 ニ-アミノ-プロピオフェノン及びその塩類

四 三- (ニ-アミノ-プロピル) インドール及びその塩類

五 N- [一- (ニ- (四-エチル-五-オキソ-ニ-テトラゾリン-一-イル) エチル) 一四- (メトキシメチル

一四-ピペリジル) プロピオンアニリド (別名アルフェンタニル) 及びその塩類

六 四-エチル-ニ・五-ジメトキシ- $\alpha$ -メチルフェネチルアミン (別名DOET) 及びその塩類

七 N-エチル- $\alpha$ -フェニルシクロヘキシルアミン (別名エチシクリジン) 及びその塩類

八 N-エチル- $\alpha$ -メチル-三・四- (メチレンジオキシ) フェネチルアミン (別名N-エチルMDA) 及びその

塩類

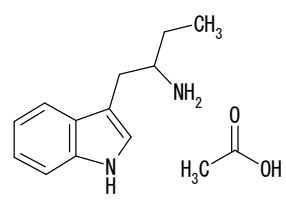
九 一- (三-シアノ-三・三-ジフェニルプロピル) 一四- (ニ-オキソ-三-プロピオニル-一-ベンズイミダ

ゾリニル) ピペリジン (別名ベジトラミド) 及びその塩類

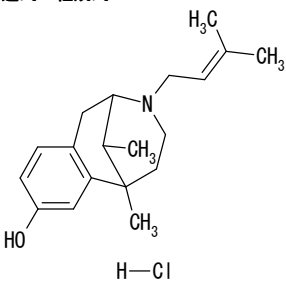
十 一- (三-シアノ-三・三-ジフェニルプロピル) 一四- (一-ピペリジノ) ピペリジン-一四-カルボン酸アミ

ド (別名ピリトラミド) 及びその塩類

(後略)

<b>規制品目</b> 三- (ニ-アミノ-ブチル) インドール (別名エトリプタミン) 及びその塩類	
<b>構造式・組成式</b>	
	
<b>CAS No</b> 118-68-3	<b>分類</b> 2-42
<b>化合物名</b> Etryptamine alpha-Ethyltryptamine 2235-90-7 Etryptamine, Acetate 118-68-3 (+)-Etryptamine, Acetate 14030-13-8	
<b>用途</b> 麻薬	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

<b>規制品目</b> 一・二・三・四・五・六ヘキサヒドロ一六・十一ジメチル一三（三メチル一ニブテニル）一ニ・六メタノ一三ベンザゾシン一八オール（別名ペンタゾシン）及びその塩類	
<b>構造式・組成式</b>	
 <p style="text-align: center;">H—Cl</p>	
<b>CAS No</b>	<b>分類</b>
64024-15-3	2-42
<b>化合物名</b>	
Pentazocine 1,2,3,4,5,6-Hexahydro-6,11-dimethyl-1-3-(3-methyl-2-butenyl)-2,6-methano-3-benzazocin-8-ol Talwin 359-83-1 HCl salt: 64024-15-3	
<b>用途</b>	
向精神薬	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

**政令・省令・通達および関連の法律・条約等**

麻薬及び向精神薬取締法

◎輸出貿易管理令 別表第二の四二の項

「麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬及び同条第六号に規定する向精神薬並びにこれらの用具、大麻取締法第一条に規定する大麻及びその用具、あへん法第三条第二号に規定するあへん及びその用具並びに同条第三号に規定するけしがら並びに覚せい剤取締法第二条第一項に規定する覚せい剤及びその用具並びに同条第五項に規定する覚せい剤原料」

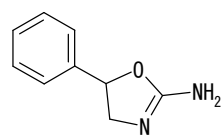
○麻薬及び向精神薬取締法

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

六 向精神薬 別表第三に掲げる物をいう。

別表第三

- 一 五エチル一五フェニルバルビツール酸（別名フェノバルビタール）及びその塩類
- 二 五エチル一五（一メチルブチル）バルビツール酸（別名ペンタバルビタール）及びその塩類
- 三 七クロロ一三・三ジヒドロ一ニメチル一五フェニル一ニ・四ベンゾジアゼピン一ニオン（別名ジアゼパム）及びその塩類
- 四 十クロロ一三・三・七・十b一テトラヒドロ一ニメチル一十b一フェニルオキサゾロ〔三・ニ・d〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン一六（五H）一オン（別名オキサゾラム）及びその塩類
- 五 五（ニクロロフェニル）一七エチル一三・三ジヒドロ一ニメチル一ニ・チエノ一〔二・三・e〕一四一ジアゼピン一ニオン（別名クロチアゼパム）及びその塩類
- 六 七クロロ一ニメチルアミノ一五フェニル一三H一四一ベンゾジアゼピン一四一オキシド（別名クロルジアゼボキシド）及びその塩類
- 七 五・五ジエチルバルビツール酸（別名バルビタール）及びその塩類
- 八 一・三ジヒドロ一七ニトロ一五フェニル一ニ・四一ベンゾジアゼピン一ニオン（別名ニトラゼパム）及びその塩類
- 九 ニフェニル一ニ（ニベリジル）酢酸メチルエステル（別名メチルフェニデート）及びその塩類
- \*\*十 一・二・三・四・五・六ヘキサヒドロ一六・十一ジメチル一三（三メチル一ニブテニル）一ニ・六メタノ一三ベンザゾシン一八オール（別名ペンタゾシン）及びその塩類
- 十一 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの
- 十二 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

<b>規制品目</b> ニアミノ一五フェニル一ニオキサゾリン（別名アミノレクス）及びその塩類	
<b>構造式・組成式</b>	
	
<b>CAS No</b>	<b>分類</b>
2207-50-3	2-42
<b>化合物名</b>	
Aminorex 2-Amino-5-phenyl-2-oxazoline 2207-50-3	
<b>用途</b>	
向精神薬	
<b>輸出規制化学物質 2005</b>	

Copyright (C) 2005 TANABE R&D SERVICE CO., LTD. All Rights Reserved.

**政令・省令・通達および関連の法律・条約等**

麻薬及び向精神薬取締法

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令

◎輸出貿易管理令 別表第二の四二の項

「麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬及び同条第六号に規定する向精神薬並びにこれらの用具、大麻取締法第一条に規定する大麻及びその用具、あへん法第三条第二号に規定するあへん及びその用具並びに同条第三号に規定するけしがら並びに覚せい剤取締法第二条第一項に規定する覚せい剤及びその用具並びに同条第五項に規定する覚せい剤原料」

○麻薬及び向精神薬取締法

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

六 向精神薬 別表第三に掲げる物をいう。

別表第三

(前略)

- \*\*十一 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの
- 十二 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

●麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令

第三条 法別表第三第十一号の規定に基づき、次に掲げる物を向精神薬に指定する。

- \*\*一 ニアミノ一五フェニル一ニオキサゾリン（別名アミノレクス）及びその塩類
- 二 五アリル一五（一メチルブチル）バルビツール酸（別名セコバルビタール）及びその塩類
- 三 五アリル一五（ニメチルプロピル）バルビツール酸（別名プタルビタール）及びその塩類
- 四 ニイミノ一五フェニル一四一オキサゾリジノン（別名ベモリン）及びその塩類
- 五 一エチニルシクロヘキサノールカルバミン酸エステル（別名エチナメート）及びその塩類
- 六 ニエチル一ニフェニルグルタルイミド（別名グルテチミド）及びその塩類
- 七 N一エチル一三フェニルピシクロ〔二・ニ・一〕ヘプタン一ニアミン（別名フェンカンファミン）及びその塩類
- 八 五エチル一ニメチル一五フェニルバルビツール酸（別名メチルフェノバルビタール）及びその塩類
- 九 N一エチル一αメチルフェネチルアミン（別名エチランフェタミン）及びその塩類
- 十 五エチル一五（三メチルブチル）バルビツール酸（別名アモバルビタール）及びその塩類
- 十一 五エチル一五（一メチルプロピル）バルビツール酸（別名セクブタバルビタール）及びその塩類
- 十二 一クロロ一三エチル一ニペンテン一四一イン一ニオール（別名エスクロルビノール）及びその塩類
- 十三 七クロロ一五（ニクロロフェニル）一ニ・三ジヒドロ一ニヒドロキシ一ニ・四一ベンゾジアゼピン一ニオン（別名ロラゼパム）及びその塩類
- 十四 七クロロ一五（ニクロロフェニル）一ニ・三ジヒドロ一ニヒドロキシ一ニメチル一ニ・四一ベンゾジアゼピン一ニオン（別名ロルメタゼパム）及びその塩類
- 十五 七クロロ一五（ニクロロフェニル）一ニ・三ジヒドロ一ニ・四一ベンゾジアゼピン一ニオン（別名デロラゼパム）及びその塩類

(後略)